

会 議 録

会議名称	平成26年度 第3回 佐倉市子育て支援推進委員会
開催日時	平成26年10月14日(火) 午後2時～午後4時
開催場所	佐倉市役所1号館 6階大会議室
出席者等	委 員：田中委員、早坂委員、長島委員、平岡委員、徳永委員、堀委員、兵頭委員、田代委員、奥山委員、小野寺委員、 事 務 局：山辺健康こども部長 子育て支援課 立田課長、宮本副主幹、須藤副主幹、田中主査、泉主査補、照井主査補、滋野主査、辻口主査補、小川主査補、小高主事 学務課 安西課長、川島副主幹、健康増進課 向後副主幹、児童青少年課 櫻井課長
会議議題	(1) 専門部会からの報告 (仮称)佐倉市子ども・子育て支援事業計画(素案)について (2) 利用者負担について (3) その他
会議経過	別紙、平成26年度 第3回 佐倉市子育て支援推進委員会 会議録のとおり

【1 健康こども部長あいさつ】

【2 議事】

●議題1 専門部会からの報告

（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

●議題2 利用者負担について

●議題3 その他

【議題1 専門部会からの報告】

（部会長）

佐倉市子育て支援推進委員会条例施行規則第3条第7項の規定に基づき、部会での結果を報告する。

さきほど、委員長からも説明があったが、佐倉市長からの諮問事項について集中的に議論するため、7月4日の第2回委員会において、田中委員、長島委員、平岡委員、堀委員、田代委員、そして私の6人が部会員として、専門部会の設置が決定された。

部会は、8月1日、8月26日、そして9月27日の3回開催し、主に諮問第1号「（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について審議した。計画の構成は、資料1の目次にあるとおり、第1章から第6章までとしている。部会では特に第3章、第4章、第5章について審議を行った。

部会での審議結果についてご報告する。私からは概要を報告し、その後事務局より詳細な説明をする。

まず、8月1日の第1回専門部会では、最初に部会長・副部会長の選任を行い、部会長には私早坂が、副部会長には田中委員が選任された。その後、具体的な審議に入り、この日は、計画への必須記載事項である「教育・保育提供区域」について、地域福祉計画の中域福祉圏と同じ5区域に決定した。

8月26日の第2回専門部会では、5年間の計画期間の量の見込み、いわゆるニーズ量と、その確保の内容、つまりニーズへの対応策について審議、決定した。量の見込みは、昨年度実施したニーズ調査

の結果とこれまでの実績を鑑み決定し、そのニーズ量に対応するための、施設の整備などを確保の内容として決定した。

また、第5章の「基本施策の展開」に関係する事項として、現在の次世代育成支援行動計画から継承させる、目標実現のための施策について、広く委員の皆様からも意見をいただくことを第1回部会で決定し、その結果をまとめたものについて、第2回部会にて事務局から報告を受けた。

第3回専門部会は、9月27日に開催し、それまでの部会審議内容もふまえ、計画全般についての審議を行った。この中では、第4章の教育・保育の提供において、施設類型ごとのか所数や定員数をまとめたものを添付してはどうか、第5章の施策の展開について、教育の視点で無いいじめ対策についても盛り込むべきではないか、といった意見が出された。

本日の資料1のたたき台は、3回の部会での審議結果をまとめたものだ。詳細は、事務局より説明するが、専門部会での審議結果の概要について、私からの報告は以上だ。

それでは、引き続き、事務局に説明をお願いします。

（事務局説明）資料1を使用し説明。

（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案・たたき台）について補足する。資料1（追加）については、25ページの数値が未記載だった分について数値を記載したものだ。

事業計画は6章で構成されている。第1章には、計画の策定にあたって、その背景や位置付け、計画の対象、期間、策定方法などを記載している。

第2章には、子どもと子育ての現状について、統計データを用いて記載することとしているが、最新データを用いて現在作成中なので、今回の資料の中では記載していない。イメージとしては、次世代育成支援行動計画（後期計画）を参考にしてほしい。

第3章には、計画の基本的な考え方、基本理念、基本方針、体系を記載することとしている。基本理念や基本方針については、本日の委員会、もしくは次回の委員会内で決定してほしい。

第4章には、子ども・子育て支援施策を記載することとしている。この4章の部分は、子ども・子育て支援法で定められている、事業計画に必ず記載しなければならない事項だ。具体的には、教育、保育の提供区域や教育・保育の量の見込みと確保の内容、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容だ。これについては、後ほど、さらに詳細にご説明する。

第5章には、基本施策の展開を記載することとしている。こちらは、

事業計画全体の内容を具体的な施策や事業としてどのように実施していくかを記載している。また、次世代育成支援行動計画がもとになっており、その事業のうち、事業計画に引き継ぐべき事業について、専門部会において検討した内容が記載されている。こちらについても、のちほど詳しく説明する。

第6章には、計画の実現のために必要な推進体制や進行管理の方法を記載することとしている。資料については、事業計画策定の経過、委員会の条例、規則、委員名簿、子ども・子育て支援法、幼稚園、保育園、学童保育所の一覧表を記載することとしている。

各章の具体的な内容は省く。

第3章、第4章、第5章については、説明を加える。

第3章計画の基本的な考え方だが、これは、計画の一番大切な部分、タイトルのようなものになるかと思うが、基本理念について記載している。基本理念については、委員の皆様からも貴重なご意見やご提案をいただいたうえで、第3回専門部会において、議論していただく。本委員会においては、資料2に専門部会でいただいた意見等を記載するが、専門部会での審議、検討の結果、事務局のほうで7つほど提案する。この7つから選ぶということではなく、この7つをたたき台にして、子どもや子育てに携わるものが、迷ったときにも立ち戻りかえりみることで、再び、理念のもとに進んでいくことができるものとして、この後、審議してほしい。

第4章子ども・子育て支援施策だが、1子ども・子育て支援制度では、新制度の内容を簡単に説明している。2子ども・子育て支援新制度の事業体系では、教育・保育給付制度の新設についての説明と、16ページでは子どもの認定区分、13ある地域子ども・子育て事業について説明している。3教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みでは推計の手順を説明している。4教育・保育の提供区域では、子ども・子育て支援法61条により、市町村は事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することとされており、第1回目の専門部会において、区域設定について審議してもらった。その結果、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、子育てコンシェルジュ事業、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健診事業、養育支援訪問事業については、1区域（市内全域）を区域とすることとした。1区域とした理由については、それぞれの事業について18ページに記載している。教育・保育の提供区域、延長保育事業、一時預かり事業については、安定した教育・保育事業を実施するために、既存の施設や児童人口の均衡がとれる生活圏域を考慮した5

区域を区域とした。学童保育については、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区域とした。教育・保育の提供だが、これは幼稚園、保育園、認定こども園、小規模保育等について、平成２７年度から平成３１年度までの５年間で待機児童をなくし、潜在ニーズにも対応できるような確保量について記載している。具体的には、５区域とも、幼稚園については、量の見込みに対して、確保量は充足している状況だが、保育園については、５区域とも量の見込みに対して、既存の施設だけでは、充足するだけの確保量が見込めない状況だ。そこで、これらの不足分を補うため、平成２７年度には、幼稚園１３園、保育園２２園、認定こども園１園、小規模保育７か所、平成２８年度には、幼稚園１園を認定こども園に移行し、認可保育園の定員を増やす、平成２９年度には、保育園を新規に３園開園し、小規模保育も２か所で開始、平成３０年度には、増減なし。平成３１年度には、最終的に、幼稚園１２園、保育園２５園、認定こども園２園、小規模保育９か所を確保の内容として予定している。なお、先日の専門部会において、待機児童を解消するために、平成２９年度に新規に保育園を５園設置する予定と説明したが、待機児童が０歳～２歳のお子さんだけになる臼井・千代田区域と志津北部区域については、小規模保育で対応する方向で調整したいと考えている。これらは、あくまでも予定で、具体的に新規に保育園等を必ず設置するということではない。今後の状況によっては、新規に設置しなくても充足する場合もあるので、柔軟な対応が必要である。また、１３事業ある地域子ども・子育て支援事業のうち、１１事業について、その量の見込みと確保量、確保の内容についてそれぞれの事業ごとに記載している。

第５章基本施策の展開だが、基本的には次世代育成支援行動計画の施策を引き継ぎ、子ども・子育て支援事業計画として必要なものを加え、他の個別計画等に記載のある事業については、この計画には記載しないことを基本として整理した。基本目標１質の高い教育・保育の総合的な提供については、事業計画の中心となっている教育・保育の提供についての内容となっている。基本目標２地域における子育て支援については、こちらも事業計画の中心となっている地域子ども・子育て支援事業についての内容となっている。基本目標３すこやかに生まれ育つ環境づくりについては、妊娠から出産、子が育っていく過程において必要な切れ目ない支援についての内容となっている。基本目標４仕事と子育てを両立させる社会づくりについては、利用者の立場にたった保育サービスの多様化や産休、育休後の保育園の円滑な利用の確保についての内容となっている。基本目標５配慮が必要な子ども・子育て家庭への支援については、児童虐待の防止、ひとり親家庭への支援、障害児への支援についての内容となっている。基本目標６

子どもの最善の利益を支える仕組みづくりについては、これまで、次世代育成支援行動計画には基本目標としては掲げられていない項目だったが、子どもの最善の利益を支え守ることは、子ども・子育て支援事業計画において、基本的に目標となるべきことであるので、取り上げることとした。また、これら6つの目標に対し、それぞれ施策があり、事業がぶら下がってくるわけだが、事業についてはタイトルのみの記載としている。今後、庁内で検討委員会を開催し、事業の詳細については調整し、その後に計画に記載することとなる。

（委員長）

それでは、ただいま説明のあった（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）について、ご意見・ご質問はあるか。

（委員）

公立幼稚園の入園率が38%にとどまっている理由は何か。

（学務課）

市内の公立幼稚園は佐倉幼稚園、和田幼稚園、弥富幼稚園の3園だ。これらの地域は人口が少ないこと、また、バス送迎を行っていないため、広域からの入園が見込めないことからこのような数値になっている。

（委員）

今回の計画に子どもの権利条約に関することが課題として盛り込まれていることを高く評価する。課題の柱立ての流れだが、生まれることからつながっていったほうがよいのではないかと思った。また、基本目標6の施策に次代の親の育成とあるが、これについては、基本目標3に入るほうが妥当ではないか。次代の親づくりという表現も親を作るというよりは、親を育てていくという表現がふさわしいと思う。基本的に大事にしてほしいのは、小さいころからの性教育や思春期教育の充実だと思う。その視点をしっかり盛り込んだほうがよいと思う。認定こども園の整備だが、個人的には、認定こども園についていろいろな問題を含んでいる施設だと思う。問題の一つとしては、いろいろな規定が何々することが望ましいとなっており、しなければならないという義務規定ではない点だ。基準が満たされなくなる危険性があるのではないかと不安に感じている。認定こども園は企業などが参入していく余地のあるものだと思っている。東京の例では、1歳から3歳の子どもに読み書き、パソコン教室、英会話教室などを行うと宣伝しているようなところもある。乳幼児期の子どもは生活や遊びの

中で育っていくことが大切だ。乳幼児期から競争を煽るようなことになりかねないことを危惧している。

内容的には保育園と同じだが、最も異なる点は、保護者と認定こども園の直接契約になるということ。保育料も認定こども園が独自に決められる。自治体が保育所の整備や適正な保育料の設定に責任を負わなくてもよいことになる。認定こども園の整備にあたっては、高い基準をつくって実施していただきたい。基準どおりにいくとすると不安がある。認定こども園の整備についての事務局の考えを聞きたい。

質の高いというと早期教育につながるようなイメージを持ってしまう。安全で豊かな育ちをしていく教育・保育の提供という表現が私の中ではしっくりくる。基本目標２の地域子育て支援拠点事業の実施ですが、実施はされているので、むしろ内容の拡充をしてほしいと思う。事業の表現を地域子育て支援拠点事業の拡充としてほしい。マタニティ事業がなくなっているが、なぜなくなっているのか。

（事務局）

他の個別計画に事業が記載されているものについては省いている。マタニティクラスについては、健康さくら 21 に記載されている。

（事務局）

認定こども園の整備については、いい面、悪い面についていろいろと議論されている。教育・保育の一体的提供について、子ども・子育て支援事業計画において、必須記載事項となっているものである。

（事務局）

認定こども園については、新制度におけるいわゆる目玉的な事業である。認定こども園の良い部分を最大限伸ばし、課題となっている部分は改善していく。佐倉市として、現状から、認定こども園は整備していかなければならないと考えている。

（委員）

認定こども園について、課題もたくさんあると思うが、これまでの幼稚園、保育園の制度は、大人にとっての機能的な部分で分けているものである。認定こども園は、子どもの視点で、子どもの最善の利益を実現させようというものである。子どもは大人の都合で保育園だったり幼稚園だったりする、このことは、子どもの成長によくない。これらを制度的に実現するために、子ども・子育て３法が整えられ、新制度がはじまるのではないか。

（委員）

高い基準を市独自でつくっていただきたい。

（委員）

私の知る限りで、認定こども園の基準は、保育園と幼稚園の厳しい部分をそれぞれ持ってきている。認定こども園は、保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持つ、保育教諭でなければいけない。株式会社が幼保連携型の認定こども園を運営することはできなかったと思う。幼稚園団体でも、認定こども園法は悪法だとおっしゃるかたもいる。子どもを長い時間預かることはよくないという。ただ、長時間の預かりのニーズは高い。そのような状況の中で、この制度ができたわけだが、制度をうまく利用するのも、悪く利用するのも、認定こども園側と保護者側の問題だ。基準については、これ以上厳しくするのはいかなものかと思う。十分厳しい基準になっている。

（委員）

資料１の５６ページ。ひとり親家庭の経済的負担に対する軽減とあるが、これについては、今問題になっている子どもの貧困問題にも対応しているものだと思うが、子どもの貧困については、ひとり親に限ったことではない中で、貧困家庭に対する施策は盛り込まれないのか。

（事務局）

資料１の５３ページ。保護者の経済的負担に対する軽減において対応できていると考えている。

（委員）

資料１の５３ページ。その他の相談体制とはどういうものか。資料１の５５ページ。就業環境の整備とあるが、これは企業に働きかけるものか。

（事務局）

その他の相談体制については、子育て支援拠点事業や利用者支援事業で相談事業として明記しているが、これ以外の場所どこでも相談できる子育て中の保護者の方が気軽に相談できる体制を整えておく必要があると考えているため、その他の相談体制が必要だと考える。就業環境の整備についてだが、これは市内の企業等に育児休業制度の周知などを想定している。次世代にもあった事業の継承部分だ。

（委員）

その他の相談体制はなくてもよいのではないか。

基本目標６の次代の親の育成は基本目標３に入るのではないかと
思う。相談機関の充実、子どもが安心して気軽に相談できるような場
所と情報提供が必要ではないかと思う。子どもの権利条例の制定を施
策として入れてほしい。

（委員）

基本目標５の障害のある子どもの教育・保育の充実だが、障害があ
ってもなくてもその人らしく地域で暮らしていけることが大切だ。障
害があってもなくても、ともに育つということが、学校教育の中でも
大切だ。障害のある子を分けて手厚くするということを強調するの
ではなく、本人が選べることが重要だが、障害があっても地域の中で地
域の子どもと一緒に育てることができる環境を作っていくことに力
を注いでほしい。地域の学校に障害のある子がいるということが、市
民への啓発にもつながっていく。

基本目標５は、配慮が必要な子どもという特別に分けてあるわけだ
が、児童虐待については、どの家庭でもありうることではないか。特
別な家庭だけにおこることだとは思わない。基本目標２地域における
子育て支援にあってもいいのではないかと思う。

基本目標６では、私も子どもの権利条例の制定を施策としてつくる
ことを希望する。また、次代の親の育成は基本目標３にあるべきだ
と思う。子どもが自分の権利をもったうえで、子どもが自分自身の身
を守るという事業があるが、そういった事業も子どもの最善の利益を支
える仕組みづくりには必要だと思う。まさに、子どもの生きる力を育
む取り組みになると思う。

（委員長）

基本目標５の障害のある子どもの教育・保育の充実だが、私の認識
では、特別支援学級等に限らず、障害のある子は小学校、幼稚園や保
育園にいたのでそこを充実させていこうということだと捉えていた。
この事業についての解釈を補足で説明してもらいたい。

（事務局）

障害のある子どもの教育・保育の充実についてだが、障害のある子
もない子どもとともに育っていくための支援と支援が必要な子どもに適
切な支援を行うことも含まれている。

（委員）

幼稚園、保育園では障害児を受け入れている。健常児の中に障害児がいる。制度として、障害児を受け入れるためには、職員を加配しなければならない。職員の加配に対しては、補助金があるが、その補助金が十分ではないという現実があるので、今後充実することを望む。

（委員）

基本目標６に子どもの権利条例制定について入れていただきたいと思うが、この権利条例の制定は大人が作ったのでは意味がない。子どもが考えて作ったものであるべきだ。子どもの社会参加の促進の第一歩になる。子どもが安心して遊べる環境づくりはどのような事業を想定しているか。

（事務局）

次世代育成行動計画からの継承事業である、子どもが近所で安心して外遊びができるように、身近な公園や広場などの整備をすること、体育館や校庭などの学校施設の開放を進めるとともに、余裕教室の活用をすること、幼稚園、保育園、学校等の施設、設備の整備をすることを想定している。今後、関係各課と調整していく。

（委員）

公園の整備が大切。公園での禁止事項も多い。放課後の遊び場がなくなったといわれ始めて、すでに何年もたっている中で、子どもたちが遊んでないことによる対人関係の力のなさを感じる。遊び方さえ分からなくなっている。子どもたちの創造力や自発性が乏しくなっている。遊びは施策として考えづらいが、遊びの時間を大切にしていかなければならない。また地域の温かい見守る目がないといけない。公園の整備だけでなく、社会全体で子どもを育てていくという意識の啓発も必要だ。子どもが安全で安心して遊べる環境づくりに大きく関わっている。

（委員）

歩いて行ける、大きな子なら自転車で行けるところに遊び場があることは必要だ。例えばプレイパークの整備に力を入れてもらいたい。子どもたちが自由に入れる里山の整備も必要。プレイパークにはボランティアのプレイリーダーがいて子どもの遊びを見守る体制が必要だ。そのような取り組みをしていかなければいけない。無駄な時間は子どもの育ちに非常に重要だ。

（委員）

表現はあいまいにさせていただいたほうがいろいろな事業が想定できる。幼稚園には卒園生ではない子どもも卒園生と一緒に遊びにくる。職員がみているなかで、外遊びができる環境をつくることのできる。公園を整備する、と明記すると限定されてしまう。

（委員）

プレイパークも必要だと思う。子どもの社会参画では、夢のまちづくりサポート事業の子ども版をやるのもよいと思うし、子ども議会を本当に子どもが考えた議会にすることもよいと思う。事業名は抽象的にしておいて、事業内容の詳細はまた任期中に検討できるのか。この委員会ではどこまで計画に対して意見が言えるのか。子育て支援拠点事業だが、公園などで情報交換できるとよい。屋外に見守る人がいるというのは、幼児や小学生に限らず中学生等にもよい環境だと思う。

（事務局）

この委員会においては、事業の項目を固めて、具体的な事業の内容については、庁内の検討会議で皆さんのご意見をお伝えして検討、調整していく。

（委員長）

委員会からは素案として提出し、行政のほうでその後、きちんと検討、協議していただけるとのことだと思う。

（委員）

基本目標２の育児サークルの支援だが、子ども・子育て支援に関わる団体への支援も加えたほうがよい。基本目標３には、望まない妊娠をした人への相談窓口などはあるのか。

（健康増進課）

望まない妊娠をしたかたに限定した相談窓口はないが、保健師等が相談を受ける中で、望まない妊娠に関する相談がある。経済的な理由なら経済的支援を紹介し、その相談内容に応じてケースバイケースで対応している。

（委員長）

続きまして、(2)の利用者負担について、事務局より説明をお願いしたい。

【議題２ 利用者負担について】

資料 3 を使用し説明。

（事務局）

公立幼稚園については、平成 27 年度の保育料は現行どおりとすることとした。市内のかたは 6,000 円、市外のかたは 7,000 円だ。公立幼稚園に関しては、保育料について国等からの情報が少ない中、他市の状況等を考慮したうえで、現行どおりとすることとした。平成 28 年度以降は見直しも必要だと考えている。

（委員長）

ただいま事務局より説明のあった利用者負担については、次回の委員会で審議したいと思うが、ただいまの事務局の説明に質問はあるか。発言の方は挙手をお願いしたい。

（委員長）

資料 9 ページ、11 ページ、3 歳未満児の D 11 階層の数字がちがうのではないかと思ったがいかがか。保育料が 54,300 円で現行が 56,800 円なので、差額がマイナスではないか。

（事務局）

D 10 の現行保育料を見ていただくと、年収の目安が 750 万円未満のかたの保育料が 56,800 円だが、新保育料案では D 11 の 750 万円未満に相当するので変わらないものである。新保育料の D 11 階層の 54,300 円は、現行保育料では D 10 階層の 51,300 円であり、の差額が 3,000 円ということだ。記載方法が分かりづらくて申し訳ない。

（委員長）

続いて、(3)その他について、事務局より説明をお願いしたい。

【議題 3 その他】

（事務局）

次回第 4 回委員会は、10 月 28 日（火）の 18 時より、議会棟第 4 委員会室で予定している。次回の委員会では、諮問第 1 号「（仮称）佐倉市子ども・子育て支援事業計画（素案）」について、最終審議と答申をいただきたい。これまでのご審議の結果を踏まえ、事務局で答申（案）を作成するので、審議し、答申をいただきたい。また、答申後、諮問第 2 号の利用者負担について審議し、これについては、11

月に予定している第5回委員会にて答申をいただきたい。
その後の予定だが、年度末に委員会を開催し、決定した事業計画についての報告する予定である。また、新制度について委員の意見をいただきたい案件が発生した場合については、改めて審議していただくことを考えている。

（委員長）

それでは、これをもって本日の会議は終了する。これで議長の任を解かせていただく。

（事務局）

これをもって、平成26年度第3回子育て支援推進委員会を終了させて頂く。

閉会

以 上